

農地法第4条及び第5条の許可に係る審査基準の主な改正箇所と改正理由

○主な改正箇所

- (1) 営農型太陽光発電に係る農地転用許可基準や必要書類の法令化及びガイドラインの制定に伴う営農型発電設備に係る規定の見直し

【改正箇所】

第2 1 (2) ウ (イ) (c)、第2 6、別表3

- (2) 第1種農地の規定の見直し

【改正箇所】

第2 1 (1) イ (ア) aの「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項に基づき市町村が定める地域計画において、当該農地における農業を担う者が特定されていない場合又は農業を担う者の確保が確実にない場合とされていること等」を「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項に基づき市町村が定める地域計画の区域に含まれていない場合等」に変更

- (3) 添付書類から事業計画書を削除

【改正箇所】

第1 1 (1) イ (サ)

- (4) 資金証明書類の取り扱いの変更

【改正箇所】

別表2

○改正理由

- (1) 令和6年4月1日付けで農地法に係る一部法令が改正となり、営農型発電設備に係る通知が廃止し、許可基準や提出書類が法令化され、制度の目的・趣旨や考え方がガイドラインで明確化が図られた。
当県の審査基準には、法改正の内容が反映できていなかったことから、反映させるもの。
- (2) 国が策定した地域計画策定に係るマニュアルにて地域計画の区域内の農地における農地転用許可の取り扱いが明示されたことから、その内容に即した取り扱いに記載を改めるもの。
- (3) 事業計画書を必須書類として定めたところ、内容の多くが申請書の記載事項と重複していることから、基本的には申請書に必要事項の記載を求めることとし、必要に応じて事業計画書の提出を求めるようにするもの。
- (4) ネットバンキングのように通帳が存在せず、ネットから銀行に照会をかけた画面を印刷した形でしか預貯金額が確認できないものが増加したことから、原本証明を一律で求めるようにするとともに、複数枚にわたる書類については、合綴を求めるようにするもの。

○参考

【農地法第4条及び第5条の許可に係る審査基準の引用元】

「第1 農地等の転用の手続き」については、農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日21経営第4608号・21農振第1599号、改正：令和6年3月28日5経営第3124号・5農振第3094号）より引用

「第2 農地又は採草放牧地の審査基準」以降については、「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号、改正：令和6年3月28日5経営第3123号・5農振第3229号）および「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について（令和6年3月25日付け5農振第2825号）より引用